

正誤表

平成31年4月に刊行した『消費税 税率引上げ・軽減税率・インボイス』施行に係る準備と実務』において誤りがありましたので、お詫びの上、以下のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

・30 ページ【食品表示法による判断】の下2行目

(誤)

「しかし、これらの食用虫については、同別表には掲げられていません（「蜂蜜」は、…掲げられています。）。したがって、たとえ食用であっても、その譲渡は軽減税率の対象となりません。食の歴史があろうがなかろうが、割り切って考えていくことになるのです。」

(正)

「これらの食用虫については、同別表第二<生鮮食品>の「2 畜産物・(4)その他の畜産食品」に含まれます（「蜂蜜」は、…掲げられています。）。したがって、その譲渡は軽減税率の対象となります。」

・167 ページ (6) ① 適格請求書等の交付義務 4 行目

(誤)

「また、適格請求書発行事業者が、あらかじめ他の事業者の承諾を得たときは、適格請求書又は適格簡易請求書の…」

(正)

「また、適格請求書発行事業者は、適格請求書又は適格簡易請求書の…」

・167 ページ (6) ② 適格返還請求書の交付 3 行目

(誤)

「また、適格請求書発行事業者が、あらかじめ他の事業者の承諾を得たときは、適格返還請求書の…」

(正)

「また、適格請求書発行事業者は、適格返還請求書の…」

・217 ページ <積上計算による消費税額の計算>の (イ) 軽減税率対象取引の計算式中

(誤)

「…消費税額等の合計額 $\times \frac{78}{100}$ 」

(正)

「…消費税額等の合計額 $\times \frac{62.4}{80}$ 」